

亀山市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月22日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

加太市場自治会

2 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

変更前 生活環境の改善

変更後 生活環境・地域社会の改善及び維持管理

3 変更の年月日

令和2年5月31日

4 変更の理由

生活環境のみならず、地域社会も含めて改善及び維持管理を目的とする。これは地域の荒廃を防ぐためにも、地域全体として維持管理の目を持つことを目的とする。